

美濃加茂市告示第 1 9 号

振動に係る基準等について

平成 2 4 年 4 月 1 日

美濃加茂市長職務代理者

美濃加茂市副市長 海 老 和 允

当市における振動に係る基準等を次のように定める。

(振動の規制地域)

第 1 条 振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域は、騒音に係る基準等について（平成 2 4 年美濃加茂市告示第 1 7 号。以下「告示」という。）第 2 条の表に定める地域とする。

(振動の規制基準)

第 2 条 法第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のように定める。

区域の区分		昼間	夜間
種別	該当地域	（午前 8 時から午後 7 時まで）	（午後 7 時から翌日午前 8 時まで）
第 1 種区域	告示第 2 条の表に定める区域区分（以下「区域区分」という。）が、第 1 種区域及び第 2 種区域である地域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	区域区分が、第 3 種区域及び第 4 種区域である地域	6 5 デシベル	6 0 デシベル

(省令別表第 1 付表第 1 号の規定による区域の指定)

第 3 条 振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号。以下「省令」

という。)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域は、第1条に規定する地域のうち次に掲げる地域とする。

(1) 区域区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域である地域

(2) 区域区分が第4種区域であって、次に掲げる施設の敷地の概ね80メートル以内の地域

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所

ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

エ 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館

オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

(省令別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間の指定)

第4条 省令別表第2備考1の市長が定める区域は、次のとおりとする。

(1) 第1種区域 指定地域のうち、区域区分が第1種区域及び第2種区域である地域

(2) 第2種区域 指定地域のうち、区域区分が第3種区域及び第4種区域である地域

2 省令別表第2備考2の市長が定める時間は、次のとおりとする。

(1) 昼間 午前8時から午後7時まで

(2) 夜間 午後7時から翌日午前8時まで